

広島県告示第千六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和三年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

三次市甲奴町宇賀字金堀一二一六〇、一二一六一、一二一六四、一二一六七、一二一六八、一二一七九から一二一八二まで、一二一八三の一、一二一八三の二、一二一八五、一二一八六の一

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のおりとする。

（「次のおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）